

平成25年 6月 7日
商 工 政 策 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成25年1月25日（金） 13時30分～16時00分

2 会 場

県庁北棟5階A会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、木村委員、佐川委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

下記の開店時刻繰り上げに伴う変更届出13件について、事務局から資料2に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。

【イオンタウン平内ショッピングセンターに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間の等価騒音レベル及び夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、また、病院に近接していることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオンタウン青森浜田2ブロックに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 開店時刻が通勤通学の時間帯となることから、周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、また、店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保のため、この時間

帯をできるだけ避けた搬出入計画、駐車場における誘導員・サインによる円滑な誘導等十分な配慮をすること。

- 2 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、また、第一種低層住居専用地域であることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオン八戸ショッピングセンターに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がすべての地点で基準を超過しており、また、第二種住居地域でもあることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオンタウン安原ショッピングセンターに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 開店時刻が通勤通学の時間帯となることから、周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、また、店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保のため、この時間帯をできるだけ避けた搬出入計画、駐車場における誘導員・サインによる円滑な誘導等十分な配慮をすること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオン七戸ショッピングセンターに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付

帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【十和田南ショッピングセンターに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオンモールつがる柏に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【三戸ショッピングセンターに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【マックスバリュ幸畑店に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 開店時刻が通勤通学の時間帯となることから、周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、また、店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保のため、この時間帯をできるだけ避けた搬出入計画、駐車場における誘導員・サインによる円滑な誘導等十分な配慮をすること。
- 2 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、また、第一種中高層住居専用地域であることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【野辺地ショッピングセンターに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオンタウン弘前樋の口に係る変更について】

本件については、小学校の向かいへの立地であり、通学児童への配慮についての注意喚起が必要と考えられる、との審議結果となったことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 開店時刻が通勤通学の時間帯となることから、周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、また、店舗周辺の小学生をはじめ、歩行者、自転車の安全確保のため、この時間帯をできるだけ避けた搬出入計画、駐車場における誘導員・サ

インによる円滑な誘導等十分な配慮をすること。

- 2 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があるため、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオンタウン平賀に係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があるため、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【エルムの街ショッピングセンターに係る変更について】

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。